

## 相続

とは、ある人が亡くなったときに、その人がもっていた財産を、ある一定の権利をもった人が受け継ぐことです。

亡くなった人を「被相続人」、財産を受け継ぐ人を「相続人」といいます。

亡くなった人の財産とは預貯金や株券、不動産や車などのプラスの財産はもちろん、借金やローン、損害賠償責任などのマイナスの財産も受け継ぎます。(その人だからこそ受けられる権利や、婚姻関係などの身分上の地位は相続できません)

そこで、 **誰が、**

**どの財産を**

**どれくらい** 受け継ぐのかをきめること

これが相続手続きなのです。

以下は、ザックリと相続手続きの流れをお伝えしたいために、細かな決まりや例外などには触れずに説明している部分があります。相続については法律で細かく定められています。亡くなられた人の身分関係、財産状況等によりそれぞれ異なった手続きが必要になりますので、詳細はメールにてお問い合わせ下さい。

### 一. 誰が相続人なのか調べる

相続人とは、法律上相続権のある人のことです。誰が相続人になるのかは民法という法律で定められています。

まず、亡くなった人に配偶者がいる場合、配偶者は常に相続人となります。

配偶者が相続人になるのに加えて、以下の人も相続人になります。

(配偶者がいない場合は、以下の人だけが相続人になります。)

ただし、これらの相続人には優先順位があります。

亡くなった人に、

第①順位 子がいる場合は、子（子が他界している時は孫）。

第②順位 子がいない場合は、父母（父母が他界している時は祖父母）。

第③順位 亡くなった人に子も父母もいない場合は、兄弟姉妹。



### 三. 相続財産を調べる

亡くなった人の財産とは預貯金や株券、不動産や車などのプラスの財産はもちろん、借金やローン、損害賠償責任などのマイナスの財産も受け継ぎます。どんな相続財産があつていくらの価値があるか調査をしないと各相続人に名義変更することができません。

そこで、どんな相続財産があつていくらの価値があるか調査をした結果を目録にして、後の遺産分割協議に備えます。また、相続税が課税される場合は税務署提出用の所定の財産目録の用紙がありますので、それに記入します。

まず、亡くなった方の持ち物を全部調べます。預金通帳、株券、不動産の権利証、自動車検査証、借用書、契約書、生命保険等です。それらが亡くなられた人の名義になっていれば相続財産となる可能性が高いです。

#### ① 預貯金

預貯金は通帳を必ず記帳しに行くか、銀行などの窓口で残高を聞きます。そのとき亡くなった人との関係を示す戸籍謄本等が必要になります。

#### ② 株式

株式も価格の評価が難しいものの一つです。上場株式であれば一定期間の平均価格や、相続日・相続の月・相続の前々月の最低価格を採用したりします。店頭登録株であれば公表されている類似業種の価格の平均を採用したりします。

非上場株式の場合は、その会社の事業内容や経営状況を勘案して相続人で協議して決めるという方法が実務上は多いでしょう。公認会計士に評価を依頼する方法もあります。

#### ③ 不動産

不動産はその不動産を管轄する法務局で不動産登記簿謄本を取ります。不動産の登記簿は公開されていますので、誰でも請求できます。不動産には所有権のほか、地上権や賃借権、抵当権、根抵当権や質権など、いろいろな権利があります。権利の種類によって不動産の評価は異なってくるので、非常に難しいのです。もし相続税が課税される場合ならば、主に税務署等に備えてある路線価図を参考に、それに修正を加えた評価額を使います。また、市町村役場にある固定資産税評価証明を取得します。これは第三者が請求できないので、被相続人との関係を示す戸籍謄本等が必要になります。遺産分割協議などの時にはこの価格を使うことが多いです。

#### ④生命保険金

亡くなった人に生命保険が掛けられている場合に、この保険金は相続財産になるかどうかはケースバイケースです。

保険金の受取人が亡くなった人ならば相続財産になります。

受取人が他の人ならばその受取人のもので、相続財産ではありません。つまり相続財産ではないので遺産分割協議の対象にはなりません。

### 四. 相続の放棄、限定承認、単純承認

マイナスの財産が多い場合に、相続人がすべての財産を全面的に相続するとその借金を返していかなければならなくなります。それは大変ですね。

そこで、相続人には相続財産を受け継ぐかどうかを決めることができます。相続を全面的に拒否する（相続放棄）やプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を受け継ぐ条件で引き継ぐ（限定承認）ことができます。

相続の放棄をする場合、条件がいくつかあります。

相続放棄は相続人が相続開始を知った時から3ヵ月以内に、家庭裁判所に「私は相続放棄をします」と文書で提出をしなければなりません。相続放棄は、マイナスの財産が多い場合に限らず、相続財産を1人の相続人にすべて相続させたい場合や、感情的な面から相続をしたくない場合などにもできます。

限定承認をする場合にも、相続人が相続開始を知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に「私は限定承認をします」と文書で提出をしなければなりません。ただし、相続人が複数いる場合は、相続人全員が一致して限定承認しなければなりません。

そして、上記の3ヵ月の期間を過ぎてしまいますと、原則として自動的にプラス財産もマイナス財産もすべて相続する（単純承認）こととなりますので、注意してください。

### 五. 遺産分割協議

相続人も確定し、相続財産も明らかになりました。つぎはどの相続人がどの財産をどれだけ手に入れるのかを決める協議（遺産分割協議）をします。

遺産分割協議には相続人全員が参加しなければなりません。もし相続人を1人でも欠いて協議をした場合は、その遺産分割協議は無効となりますので注意が必要です。また、遺産分割協議は相続人全員の同意が必要です。

相続人が未成年の場合は法定代理人等が代わりに協議に参加します。

また、遺産分割協議は原則として相続人全員の合意が無い限り、やり直すことができません。

遺産分割協議が成立したら遺産分割協議書を作ります。遺産分割協議書は必ず作成しなければならないわけではありませんが、名義変更の時に添付する資料となりますし、また後日のもめ事を防止する意味からも作成しておくほうがよいでしょう。

遺産分割協議書の方式は自由ですが、不動産の表示（地番、地目、地籍、など不動産登記簿謄本とまったく同じに記載します）や銀行口座番号などは正確に記載する必要があります。そうでないと名義変更の時に使えません。また、相続人全員が署名して、実印で押印、かつ印鑑証明書を添付するのが通例です。そして遺産分割協議書は、相続人の数だけ作成して、それぞれ1通ずつ保管するようにします。また、名義変更の際に提出する場合がありますから、できれば不動産の数、預貯金の数だけ作成しておけば、作り直しの手間がかかりません。

なお、協議がまとまらないときは、家庭裁判所に調停の申し立てをすることになります。

## 六. 名義変更の手続

いよいよ手続きも大詰め、被相続人の財産を相続人の名義に変更します。

### ①不動産

不動産の名義変更は期限がありません。しかし、登記をしていざと将来その不動産を売買したり、担保にしたりということができませんし、また、事件に巻き込まれたとき等、未登記によって不利益を被る可能性もあるますので、落ち着かれたら相続の登記をされることをお勧めします。

相続による不動産の所有権移転登記（一般的な例です）

必要書類：登記原因を証明する書類（被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍謄本等全部、相続人それぞれの戸籍謄本、遺産分割協議書（相続人全員の市区町村長発行の印鑑証明書付き）

その不動産を相続する人の住民票の写し

その不動産の固定資産税評価証明書（市町村発行）

登録免許税を納付します。

### ②預貯金（一般的な例です）

必要書類等については必ず金融機関にお問い合わせください。

必要書類：被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍謄本等全部  
その口座の預金通帳・届出印

遺産分割協議書（金融機関指定の遺産分割協議用紙に記入しなければならない場合も多い。）

相続人全員の市区町村長発行の印鑑証明書

### ③自動車（一般的な例です）

手続の際は必ず陸運支局等にお問い合わせください。

必要書類：被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍謄本等全部

遺産分割協議書

（陸運支局所定の遺産分割協議用紙があります）

相続人全員の市区町村長発行の印鑑証明書

自動車検査証（車検証）

自賠責保険証

移転登録申請書（OCRシート2号様式）

自動車検査登録印紙

保管場所証明書（車庫証明・使用の本拠が変わる場合）

（他の管轄の陸運支局になる場合）

自動車税申告書

ナンバーが変わるので自動車を陸運支局まで持ち込む必要があります。

## 七. 相続税、準確定申告

1月から亡くなった時までの間に所得があれば、確定申告（準確定申告）をする必要があります。亡くなった時から4ヵ月以内に亡くなった人の住所地の税務署に申告します。

また、相続によって財産を受け継いだ場合は、税金（相続税）を支払わなければなりません。ただし、受け継いだ財産が、「基礎控除」額以下の場合には不要です。例えば、

法定相続人の数	基礎控除額
1人	3,600万
2人	4,200万
3人	4,800万

（平成27年1月1日以後に相続が開始（被相続人が死亡）した場合）となります。この他にもさまざまな控除が設けられていますので専門家に確認いただくことをお勧めします。

相続税の申告・納付は亡くなった時から10ヵ月以内に亡くなった人の住所地の税務署に申告します。

## 八. その他

漠然と相続手続きって何？と尋ねたら、今までの説明以外の細かい諸手続、届出も含まれ、その数は30とも40とも言われています。中には期限のある手続きもありますから、相続人は悲しんでばかりもいられず、煩雑な諸手続きを進めていかなければならない辛い立場におかれます。気持ちの整理がつかないまま、何をいつまでに、どんな書類をそろえてどこに届け出ればよいのか途方に暮れることも多いと思います。

行政書士はそのお手伝いをさせていただき知識をもっていますし、書類を作成する資格を持っています。どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

### <参考までに、上記以外の諸手続一覧>

死亡届、火葬許可申請書	死亡を知った日から7日以内
世帯主変更届	死亡を知った日から14日以内
電気、ガス、水道、電話、NHK等名義変更	すみやかに
公団住宅名義変更	すみやかに
年金手帳、国民健康保険証、健康保険証	すみやかに
運転免許証	すみやかに
パスポート	すみやかに
身体障害者手帳	すみやかに
クレジットカード	すみやかに

### <参考までに、各種請求手続一覧>

国民健康保険葬祭費支給申請書	葬儀後2年以内
国民年金遺族基礎年金、寡婦年金確定請求書	すみやかに
年金受給権者死亡届	死亡を知った日から14日以内
死亡保険金支払請求書	死亡を知った日から2年以内
自動車損害賠償責任保険支払請求書	死亡を知った日から2年以内

### <参考までに、期限がある相続手続き>

相続放棄、限定承認	相続の開始を知った日から3ヵ月以内
遺留分減殺請求	相続の開始および減殺すべき贈与、または遺贈があったことを知った時から1年以内
準確定申告	死亡の日から4ヵ月以内
相続税の申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内



行政書士あおぞら法務おとみち法務事務所

以上